## 〇〇児童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 〇〇〇(以下「事業者」という。)が設置する〇〇児童クラブ(以下「クラブ」という。)において実施する、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に基づき、放課後児童健全育成事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。
- 2 クラブは、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者 が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしてはならない。
- 4 事業の実施は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 前4項のほか、児童福祉法及び大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例(平成26年9月24日大津市条例第63号)その他の関係法令 等を遵守し、放課後児童健全育成事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 〇〇児童クラブ
- (2) 所在地 大津市〇〇〇〇

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 クラブにおける職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
- (1) 放課後児童支援員の員数は別表のとおりとする。

放課後児童支援員は、おおむね次の業務を行う。

- ア 児童の健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- イ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ウ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行なうこと。
- エ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけ させること。
- オ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、その力を身につけさせること。
- カ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについて は、関係機関と連携して対応を図ること。
- (2) 補助員の員数は別表のとおりとする。

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

## 別表

			支援員		支援員もしくは補助員	
児童数	クラス数		代表	担任		
~40	1		1	1		1
41~50		大津市は代表者+保育に要する人数(人数により追加あり)で手厚くなっているため、あくまでも参考にしてください。 児童 40 人に対して支援員 2 人(1 人は補助員可)が国の基準です。				2
51~80						2
81~100						4
101~120						4
121~150						6
151~160		6				
161~	4		1	4		8

障がい児加配 重度1:1 中軽度3:1

(開所する日及び開所時間等)

第5条 クラブの開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (2) クラブの開所時間
  - ア 小学校の授業がある日 放課後から午後〇時まで
  - イ 小学校の授業の休業日 午前〇時〇〇分から午後〇時まで
  - ウ 土曜日 午前〇時〇〇分から午後〇時まで
  - 工 延長保育 午後〇時から午後〇時(土曜日は除く。)

(支援の内容)

- 第6条 クラブで行う放課後児童健全育成事業の内容は、次のとおりとする。
- (1) 安全指導
- (2) 健康管理・衛生管理
- (3) 遊びの指導
- (4) 学び(学習)の機会の確保
- (5) 生活指導(基本的生活習慣の習得の指導等)
- (6) 保護者に対する子育て支援

(利用者の保護者が支払うべき額)

- 第7条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- (1) 保育料 月額〇〇〇〇 円
- (2) 延長保育料 〇〇時から〇〇時〇〇分まで月覧 〇〇時から〇〇時まで月額〇〇〇
- (3) 間食費 月額〇〇〇円

利用料金は必要な項目を記入してください。

•

.

- 2 第1項第1号の額は、以下の場合は免除することができる。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者及び前年度分の市民税が非課税である者 保育料を児童1人につき月間10mの000円ば歴末る
- 3 第1項第2号の額は、以下の場合は減免することができ
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に 減免いただいた分は市の補助 の市民税が非課税である者 保育料を児童1人につき 金で補填します。金額は市条
- (2) 前号に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する OOO円減額する。
- (3) 児童が兄弟姉妹で2人以上クラブに通所登録してい 童以外の児童1人につき月額2,000円減額する。
- (4) 児童が負傷又は疾病のため全月(夏季休業期間保育 たって欠席した者 当該月分(夏季休業期間保育についる。

減免いただいた分は市の補助 金で補填します。金額は市条 例に定めるもので、月保育料 が10,000円未満の場合 は全額減免となります。

(4)の全月欠席の場合の補助の限度は10,000円で

の児

度分

ī2,

にわ !除す

- 4 前項に定める場合のほか、災害その他特別の事情がある保護者に対し、必要と認める額を減免することができる。
- 5 費用の額に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者の同意を得なければならない。

(利用定員)

第8条 利用者の定員は、〇〇名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、〇〇小学校区域と (事業の利用に当たっての留意事項)

基準では一人当たりの面積が 1.65 ㎡必要です。定員は施設の生活面積を 1.65 ㎡で除した人数またはそれ未満の任意の人数を設定してください。

- 第10条 利用者の保護者は、事業の利用に当たっては、人に成たする内台に由忌すること。
- (1) 利用者が欠席をする場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- (2) 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずることができる。
- (3) 利用者が、支援提供上、他の利用者に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止を講ずることができるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第 11 条 放課後児童支援員等は、事業の実施中に、利用者の体調に急変が生じた場合その他必要 な場合は、速やかに利用者の保護者又は医療機関に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 支援の提供により事故が発生した際は、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な 措置を講じる。また、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

(非常災害対策)

第12条 クラブは、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、 非常災害に対する具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、 避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(苦情解決の窓口)

第13条 クラブは、その行った支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速

かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、利用者、職員等に対して周知すること。
- 4 クラブは、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に 従って必要な改善を行わなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第14条 クラブは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(その他事業の運営に関する重要事項)

- 第 15 条 クラブは、職員の資質の向上のため研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。 附 則
- この規程は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。